

株式会社 京都福祉ネット 中長期計画

(2015年6月1日～2020年3月31日)

誰もが安心して暮らし続ける町をつくりたい。

～私たちのあゆみ～

【基本理念】

- 1：創造
- 2：育成
- 3：貢献

私達は、ひとり一人が大切にされる地域社会を目指し、本人・家族はもちろん、地域の関係機関・事業所と連携・協力をしながら、地域の福祉力向上をめざし取り組んでいきます。

【はじめに】

2011年(平成23年)3月28日、「株式会社京都副市ネット」は「ひとり一人が大切にされる地域社会を目指し、地域の福祉力向上に貢献したい」を目標に掲げて設立されました。すでに設立から4年が経過しました。利用者・家族・行政・地域住民や関係機関・事業所等の御理解と御協力をいただきながら、介護支援事業所を運営してきました。

2015年4月からは「介護報酬の改定」がされ「地域包括ケアシステム」の構築に向けて大きな改革と仕組みづくりが進められています。地域の福祉力向上に貢献できるよう京都福祉ネットとしての事業を計画的に進めていくために『株式会社京都福祉ネット 中長期計画』を策定しました。

2015年6月1日

株式会社 京都福祉ネット

代表取締役 今井昭二

1. 目的

利用者に対して、安定した質の高い福祉介護サービスの提供を行い、事業所としても安定した経営を行うとともに、より多くの地域の方々のニーズにも

応えて行けるように事業拡大や地域の関係機関・事業所との連携を見据えて財源の確保を目指していく。

上記を実現するために、以下の計画を進めていく。

- ①、安定した経営基盤の確立
- ②、法人事務局及び事業所場所の確保
- ③、新規介護・福祉関係事業の創設と地域連携
- ④、職員の働く環境整備と資質の向上
- ⑤、第三者評価の実施

2、計画期間

計画期間は、2015年度から2019年度

(2015年6月1日～2020年3月31日)とする。

- ・第1期：2015年度（平成27年度）
- ・第2期：2016年度（平成28年度）
 - ※以後、進捗状況等にて必要に応じて随時見直しを行う。
- ・第3期：2017年度（平成29年度）
- ・第4期：2018年度（平成30年度）
- ・第5期：2019年度（平成31年度）
 - ※計画の進行状況を確認し、新たな中長期計画を策定する。

3、計画内容

I、安定した経営基盤の確立

既存事業において、地域や利用者ニーズにあう介護・福祉関係サービスを確実に継続をして提供を行うために、安定した経営基盤を確立を行う。

(1)、利用稼働率を高める

①介護支援事業所今宮（居宅介護支援事業）

予算の検討とあわせて、年度ごとに毎月の給付管理数の目標を定め、地域・利用者ニーズに応えつつ、質の高い福祉サービスを提供しながら目標を達成していく最終目標は、ケアマネ数*35ケースを目安としていく。

(2)、コスト削減とコスト意識の徹底を図る

①経常経費の削減に常に努める。

②最大限の福祉サービス提供と業務効率化を目指していく。

(3)、新たな財源確保

①国・府等の補助金確保を目指していく

様々な整備を進めていきながら、必要な体制を確立する上で、補助金の確保を常に検討し、具体的に取り組みを進めていく。特に、労働条件等の整備を進め、取り組みを社会保険労務士事務所とも連携して進めていく。

②福祉ネット三賛助会の設立の検討

株式会社京都福祉ネットの事業活動を支援するために賛助会の設立を検討していく。当法人の既存事業及び新規事業に関する財政的支援やその広報を主な活動としていく。(2015年度(H27年)、2016年度(H28年))

II、法人事務局及び事業所場所の確保

今の居宅介護支援事業所今宮と法人事務局等の今後の展開を踏まえて移転場所の検討と確保をすすめていく。

【移転場所の検討・確保の期限】 2019年度末

【条件や予算等】

- *敷地面積2～3階建ての賃貸を中心に検討する。
- *賃貸額は、15万円までとする。
- *場所は、鳳徳地域を中心とする。

III、新規介護・福祉関係事業の創設と地域連携

利用者のニーズ、法律や動向を分析調査を行い、必要とされかつ安定的な経営展開が行える福祉・介護サービス事業関係の創設を計画的に行う。(2017年度末までに決定)

創設の可能性の是非を検討する事業は、現時点では以下の通り

※訪問看護事業（訪問リハビリ機能を含む）

- ・職員：管理者含め、看護師2，5名確保
- ・場所の確保

※研修事業センター（虐待・権利擁護等）

- ・研修の企画・運営等について
- ・コンサルティング事業
- ・スーパーバイザー事業 等

※高齢者等のインフォーマルサービス事業の検討(地域の関係機関との連携含

むもの含む)

- ・集いの場
- ・介護保険サービス以外の支援事業

IV、職員の働く環境整備と資質の向上

(1)、環境の整備

ワークライフバランス等を踏まえた雇用関係の多様化に伴う労働環境の整備を実施する。特に、子育てや介護と労働のバランスを図り、働き続けることができる職場環境を目指していく。

(2)、人材育成

- * 専門職としての資質向上を常に図るために、組織内での制度教育を検討・実施する。積極的に地域での研修等外部研修や他施設での研修等も取り入れていく。

(2017年度中に制度教育制度を確定し、実施を進めていく)

- * 未来の福祉関係に従事する学生(社会福祉士)や介護支援専門員実務研修等実習等も組織的に受入を行い取り組んでいく。

V、第三者評価の実施と第三者や学生・地域住民の受入の仕組み実施

(1)、第三者評価

- * 2年に1回、11月に受診を行う。(2016年度、2018年度受診する。)

なお、過去、2011年度(H23)、2014年(H26)受診済み。

- * 受診後、改善点を管理者会議・職員会議で議論を行い、具体的に改善を進めていく。

(2)、第三者委員制度や学生・地域の方々の受入の推進

- * 学生や専門職の実習を積極的に受入、風通しの良い職場環境を作る。
- * 地域の方々や第三者委員などの仕組みを賛助会の設立の検討とあわせて取り組む。第三者としては、学者・民生委員・他事業所職員を含めて具体的に検討を行う。((2015年度(H27年)、2016年度(H28年))

VI、最後に

以上の計画においては、2年ごとに進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行う事とする。但し、関係法令の改正や報酬改定等の改訂があった場合はこの限りではない。

2015年6月1日策定
年 月 日改訂